

様式第 2 号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	虎姫まちづくりセンター 虎姫運動広場運動場 虎姫運動広場体育館 虎姫運動広場テニスコート
---------	---

申請者	所在地	長浜市田町 108 番地
	団体名	虎姫地域づくり協議会
	代表者氏名	山内 健次

指定管理料提案額	令和 5 年度：21,217,000円 令和 6 年度：21,217,000円 令和 7 年度：21,217,000円 令和 8 年度：21,217,000円 令和 9 年度：21,217,000円
----------	---

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第 4 条第 1 号及び第 2 号】

(1) まちづくりセンター条例第 3 条第 1 号に対する考え方や基本方針	誰もが集い、地域が担う、地域の拠点となるまちづくりセンター ・誰もが気楽に利用でき、情報の発信拠点であるまちづくりセンター ・度重なる水害の被害を受けてきたからこそ、大切にしたい「つながり」
(2) まちづくりセンター条例第 3 条第 2 号に対する考え方や基本方針	・行政から民間への移行するための母体となる組織の確立を目指す。 ・自助・共助・公助の区分を明確にし、速やかに本来の姿へ移行する。（地域課題対応型のサービスの提供と、区分を明確にした対応）
(3) まちづくりセンター条例第 3 条第 3 号に対する考え方や基本方針	・地域コミュニティの拠点と避難所としての施設の維持管理 ・いつでも、だれもが学びあえる生涯学習環境の整備及び講座開講 ・地域団体の活動拠点としての機能強化とサポート
(4) まちづくりセンター条例第 3 条第 4 号に対する考え方や基本方針	・生涯学習講座の開講、子ども体験活動などの充実 ・サークル活動や団体への支援として情報の提供と広報活動の支援 ・生涯学習に留めない相談窓口業務の推進と地域交流の場づくり
(5) まちづくりセンター条例第 3 条第 5 号に対する考え方や基本方針	・地域人材の発掘と中・高生リーダー育成による担い手確保 ・地域づくり協議会とのタイアップによる相互扶助 ・施設の有効利用による情報発信と交流の促進
(6) 長浜市民スポーツ施設条例第 3 条第 1 号に対する考え方や基本方針	明るく健康で過ごすため「スポーツでいきいき長浜づくり」の実現 ・誰もが、いつでも、いつまでも楽しむ生涯スポーツ社会の実現 ・「する・みる・支える」スポーツ活動のための環境整備及び維持 ・スポーツを通じた地域の活性化
(7) 長浜市民スポーツ施設条例第 3 条第 2 号に対する考え方や基本方針	スポーツ施設に求められる役割の実践 ・スポーツの活動拠点としての役割の実現 ・持続可能なまちづくりを支える役割の実現

(8) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気楽に集える地域に開かれた空間の創造 ・安心・安全な施設利用とサービスの質の確保 ・従来から実施してきた生涯学習の取り組みの深化拡充
(9) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちみんなのセンター」だからこそ地域住民の声を直接反映することが重要で、地域の課題を的確に把握対応している団体の運営 ・単に生涯学習の推進だけでなく、地域の特色ある事業推進が必要
(10) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方からの要望や提案に基づいた改修工事が完了し、その活用が重要であり、更なるステップアップを目指す。 ・スポーツ施設については、特に駐車場の有効活用が大切で、時には厳しく、反面弾力的な運用により更なる有効利用に努めます。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は全体の奉仕者であることを基本コンセプトに、公平・公正な運用に努め、特にコンプライアンスに関する研修に重点を置く。 ・市内まちづくりセンター間の情報交換会や、朝礼の有効活用による、情報の共有化に努めます。 ・地域づくり協議会開催の研修会への提言及び参加

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業の参加対象の見直しによる巾の広がり、ニーズに合った事業実施による利用促進と、自由空間利用の広がり ・立地条件の良さをPRし、利用の輪を広げ、まず一度の利用を目標とし、快適な空間の体感からリピーターへと、またそこから更なる広がりを目指す。
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターには、虎姫子ども体験キャンパス実行委員会という組織があり、中・高・大学生が企画・運営し開催している、デイキャンプや子ども文化祭があるが、その活動をサポートしている団体との連携。 子どもたちが活躍する場の提供が重要で、今後も地域づくり協議会との連携により更なる充実に努める。 ・ボランティアとして活躍する場の提供により、センター利用者間のつながりを深め、参加者の広がりを目指す。
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「センターだより」に加え、地域づくり協議会発行の広報へも活動内容や施設紹介を掲載する。 ・利用者の快適な体感による更なる利用の輪を広げ促進する。 ・地域づくり協議会構成メンバーからの新たな情報発信による促進

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇を大切に、利用者との人間関係の形成による情報収集 利用者へのアンケートの実施、及び、窓口での受付時の利用者からの声を大事にしていく。そのために職員が余裕を持った姿勢を保つ。
---------------------	--

(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日常よりリスク管理の徹底による最小限に抑えるとともに、職員の資質の向上による対応 ・苦情や提言については、職員全体の共有とし、組織で考え対応する。また、市への報告・連絡・相談の徹底と、迅速な対応。
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持が大切で、定期的な日常管理に加え、職員の利用者への接遇態度が重要と考え、常に意識を持った姿勢を示す。 そのための研修会開催や業務評価の実施によるフィードバック

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
-------------------------	-----------

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

7 スポーツ振興事業【審査基準：条例第4条2号】

管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

8 自主事業【審査基準：条例第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画	事業計画書のとおり
--------------------	-----------

9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<p>誰もが集え、憩いの場となる空間を第一に考えた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度を設定し、必要以上に照度を落とさない。 ・自然を利用しつつ、日常の定期管理による清掃により、機械効率を保つ。また、館内の巡回を強化する。
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター条例に基づき、料金を決定する。 ・長浜市市民まちづくりセンター管理規則及び管理運営マニュアルに基づき使用料の減額及び使用料区分に従い、使用料の徴収をします。
(3) 休館日・開館時間の変更の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市市民まちづくりセンター条例の別表第1に規定とします。 ・公共性のある場合や緊急性のある場合は弾力的に運用します。ただし、その場合は、規定に従い市民活躍課へ承認申請をします。
(4) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が行う施設の維持管理業務は計画書のとおりとします。 以上の業務以外に日常的に施設の目視点検や巡回点検、軽微な清掃等を行います。また、重大な破損や不具合が発生した場合は、すみやかに市へ報告・連絡・相談をします。

(5) 安全・安心への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時は、日常的に施設の目視・巡回点検により、閉館時は機械警備により事故・犯罪・災害防止に努めます。 ・関係機関等の連携による情報収集、避難訓練の実施、連絡網の整備、「つながり」を大切に近隣住民からの情報や、利用者の声に耳を傾け常に気を配る。
(6) 必要な有資格者の選任、配置方法	<ul style="list-style-type: none"> ・管理面では防火管理者講習修了者、 ・相談業務の推進として民生委員もしくは行政相談員等 ・生涯学習推進においては、社会教育主事等の資格保有者 ・地域のまちづくり拠点として、地域の課題等に関心のある者

10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報 を保護するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しコンプライアンス研修を実施し、個人情報の取り扱いの徹底と、意識の向上に努める。 ・情報責任者を置き、個人情報の保管方法や取り扱い方をルール化し、チェックをする。
(2) 施設の管理運営に おける環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内環境においては、快適な空間利用を柱に、あらゆる無駄を排除する。また、清掃等を充実により快適さを向上させる。 ・屋外においては、騒音等の配慮と植栽等の適正な管理。
(3) 防災、防犯その他 緊急時（災害・事故等）の 対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画の策定と実践として、施設点検や訓練の実施。 ・防犯その他の緊急時の対応は、事業計画書による。 被害を最小限にとどめ、人命優先を優先した冷静な行動が必要 特に、人命優先においては、AEDの操作や応急手当に関するスキルアップを目指す。

11 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理 運営業務を効果的・効率的に 推進していくために提案したいこと、 地域課題に対するアプローチ、 市民活動に対する支援の方法、 地域の情報発信、その他地域 コミュニティの振興につながる 施設の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設へ転換したセンター事業に、プラス地域課題に対しての事業の展開が可能となったことから、市の直営施設管理での、画一的な事業展開から、地域の課題を一番身近に感じ、地域を知り、住民に寄り添った事業展開の推進。 <p>今までの直営施設においては、職員が2年で異動していたが、それでは、人間関係の形成が難しく、気楽に話が出来なかった部分あり、今後、センター職員の固定化による、人間関係の深まり、更に気楽に立ち寄り、職員とのつながりから相談等もできる施設になり、心の拠り所となる場所としての住民意識の確立に努め、更には、スポーツ施設の受付職員の設置により、複数人数での対応が可能となり、時間短縮だけでなく、業務のダブルチェックが可能となり、適正な業務の遂行により、効率的な運用ができます。</p> <p>また、職員のスキルアップにより、文化団体をはじめ、まちづくりセンター利用の全団体等へ、職員自らが相談窓口として、時には指導者として、団体用への派遣の受け入れを行い、利用者団体の更なる活</p>
--	--

<p>(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいこと</p>	<p>性化の一翼を担う。</p> <p>・当団体の母体は、地域住民であり、地域の中のあらゆる団体の代表者で構成しており、地域の課題やニーズの把握はし易く、直接住民の意見が聞ける団体が指定管理を行うことで、まちづくり活動拠点の強化を図る。そのため、まちづくり活動に強い関心があるものや、生涯学習推進のための知識を有する職員を設置する事により、今まで踏み込んでいかなかった、防災面や福祉面での事業も展開していきます。</p> <p>また、地域づくり協議会との連携により、新たな人材確保の務め、活躍できる場の提供を図りつつ、「住みたいまち・住んで良かったまち」の具現化に向け努力します。その一歩として学生や高校生の活躍する場の提供で、地域の教員OBがサポートし、高校生や大学生による学習指導が出来ればと考え、まちづくりセンター利用者を小学生から大人まで気楽に集い利用でき、生涯をとおし、この地域の心の支えとなる施設を目指します。(まさに生涯学習の核施設を目指す)</p>
--	--

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

※審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことで。

事業計画書

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例（以下「まちづくりセンター条例」という。）第3条第1号に掲げる「市民主体の住みよく特色のあるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

まちづくりセンターの基本方針：

～誰もが集い、地域が担う、地域の拠点となるまちづくりセンター～ を目指して

当センターでは、誰もが気楽に集まることのできる地域に開かれたセンターを基本コンセプトに、地域の皆さんの交流・憩いの拠点、また、地域の特色を活かしたまちづくり活動が更に進めるための、空間づくりを、私たち住民が中心となつてつくっていくことを目指します。

地域づくり協議会が目指すまちづくりセンターの姿

地域の課題である、急速に進む少子・高齢化をはじめとする人口の過疎化や、情報通信技術の急激な進展などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、人間関係の希薄化や次代を担う子どもの育成をはじめとした地域社会における諸課題の解決に向けた事業の取り組みを推進します。

また、特にこの地域は、姉川地震や度重なる水害の被害を受けたところであり、他の地域比べ、安全・安心な地域づくりを進めることが最重要と考え、地域住民の災害時の避難や地域のつながりが、ますます必要になります。そこで、これまで以上に多様な人々との絆と地域の関わりを深め、人や組織を結ぶ地域づくりの拠点施設として、生涯学習と並行し総合的に推進します。

(2) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第2号に掲げる「市民と行政による協働の取組の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

まちづくりセンターでは、地域のまちづくり活動の拠点で、生涯学習活動を進めると共に、地域住民が主体的に、弾力ある施設運用と活用により、特色あるまちづくりの取り組みが進められるものであることから、推進するための条件的整備については、行政が行い、実施主体は、市民の手によるものと考え、行政から市民へ早急に移行するため、関係機関との調整を行うとともに、実施母体組織の確立を目指します。

また、自助、共助、公助の役割を明確化にします。特に、新たに求められるコミュニティ施設（身近な公共性も含んだ地域課題対応型のサービスの創造と提供）としての充実に関しては、地域の課題を整理し、対応すべき実施主体の区分を明確化し、早期移

行を図ります。

(3) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第3号に掲げる「生涯学習事業の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

いつでも、だれもが学びあえる生涯学習環境の整備及び各種生涯学習講座の開講、地域団体の活動拠点としての機能強化とサポートを行います。

- ① 地域コミュニティの拠点と避難所としての施設の維持管理
- ② いつでも、だれもが学びあえる生涯学習環境の整備及び各種生涯学習講座の開講
- ③ 地域団体の活動拠点としての機能強化とサポート

(4) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第4号に掲げる「地域課題に対する住民の学習及び活動の支援」についての考え方や基本方針を提示してください（地域課題は明確に示してください）。

当地域では、過疎化と少子高齢化が特に進行しており、地域づくり活動をはじめ各地域の担い手不足とコミュニティの活力低下が大きな問題となっています。

また、生涯学習を取り巻く環境は、大きく変化し、スマートフォンやタブレットの端末などの情報通信機器の普及には、今日まで培ってきた、学びの形態や伝達に関し、大きな隔たりが出てきており、利用において、二極化が進んでいます。

そこで、現在実施しています各種生涯学習講座、青少年育成事業、子ども体験活動などの見直しと、更なる充実、現在利用されているサークルや団体の支援として、情報の提供や広報活動の支援を行います。

また、市民の生涯学習に関連する相談窓口の設置により、より多くの情報の収集と、その情報によりセンター事業の見直しを行います。

一方、人と人、人と社会の輪づくりのための、ネットワークづくりや孤立する高齢者への地域交流の場づくりも併せて推進します。

(5) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第5号に掲げる「地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくり」に対する考え方や基本方針を提示してください。

減少する人口において、まちづくり活動の担い手となる人材の発掘と育成を最重要課題ととらえ、まず地域の人材発掘に努めるとともに、青少年のリーダー育成事業を充実することにより担い手育成にも努めます。

また、当協議会を構成する団体には、自治会をはじめ、教育機関団体及び福祉団体等により構成しており、その団体を支援することにより、相互扶助が考えられ人材確保を目指します。

次に、その活用につきましては、生涯学習講座の企画段階から提案を受け、運営にお

いてもボランティアの協力により、活動を更に広げます。

地域情報の発信としましては、まちづくりセンターだよりの発行等により、施設及び活動の啓発に努めるとともに、当センターの憩いの場であり交流の場であるロビーやホワイエの果たす役割は大きく、そこに設置している図書棚やチラシホルダーの活用や人と人の交流による情報交換が有効と考えます。

また、現在検討中のものとしては、LINE 等による新たな媒体による情報発信を考えています。(まちづくりセンター会員を募集し、講演会や文化祭への案内とボランティア登録者への活動の場所の情報を発信する。)

(6) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第1号に掲げる「体育、スポーツの普及振興を図るための各種行事の実施」に対する考え方や基本方針を提示してください。

明るく健康で過ごすために 「スポーツで いきいき長浜づくり」の実現を目指す

- ・誰もが、いつでも、いつまでも楽しむ生涯スポーツ社会の実現を目指す。
- ・「する・みる・支える」スポーツ活動のための環境整備及び維持に努める。
- ・スポーツを通じた地域の活性化を目指す。

(7) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第2号に掲げる「競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提示」に対する考え方や基本方針を提示してください

スポーツ施設に求められる役割

- ・スポーツの活動拠点としての役割

生涯スポーツ・レクリエーションの実施の場として、安心・安全でストレスをできるだけ取り除いた快適な空間の提供として、スポーツキャンパスの創造に重点を置き、施設管理に努める

- ・持続可能なまちづくりを支える役割

地域の活性化のための事業として、世代間の交流や出会いを始め、新たなライフスタイルに対応した利用しやすいオープンスペースの確保や、災害時の広域避難場所や救助活動拠点として、地域の防災・減災に貢献するための空間としての施設整備に努める。

(8) 各施設の設置目的をふまえて、施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

まちづくりセンターの基本方針：

～誰れもが集い、地域が担う、地域の拠点となるまちづくりセンター～
の具現化を目指して次の項目を実践します。

- ①誰もが気楽に集える地域に開かれた空間の創造に努めます。
- ②安全・安心の施設利用とサービスの質の確保として、想定されるリスクの把握と、対象方法の共通化を図ります。
- ③まちづくりセンターが支えるべき団体等の支援を行います。
- ④従来から実施してきた地域の実情に合った特色ある生涯学習事業（各種講座や教

室)の推進と、生涯学習活動の拠点(サークル活動の場、地域の青少年育成事業等の活動の場等)施設機能の深化拡充に努めます。

⑤地域コミュニティの拠点となるため、職員ひとり一人の資質の向上と自己研鑽に努めます。

(9) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

誰もが気楽に集まることのできる地域に開かれたセンターであり、地域を元気にする活動を応援するための施設であることから、地域住民にとって「私たちみんなのセンター」でなければなりません。

みんなのセンターである以上、より多くの住民の参加による運営が重要と考え、その根幹となりうるものは、自治会や、直接地域に貢献している市民団体等によって構成されている虎姫地域づくり協議会であると考え、地域づくり協議会が運営することにより、地域住民の声を反映することができ、地域の課題を的確に把握し対応をしている組織で、まちづくりセンターの基本方針を具現化するために、今まで生涯学習を進めてきた団体と両輪のごとく進めることができ、飛躍するものと確信します。

また、スポーツ施設においても、施設や器具類の貸し出しや提供により、スポーツの普及振興を図りながら、地域で活動している団体及び、隣接する虎姫認定こども園・小学校・中学校・高校の教育活動にも利用できる支援を行います。

(10) 施設の課題とその対応について提示してください。

まちづくりセンターにおきましては、多くの方からの要望を受け、今まで進めてきました。生涯学習事業の推進のための拠点整備に加え、住民活動の拠点となるための機能強化を図るべく、自由な発想により利用可能な空間整備や、今日まで発生した度重なる自然災害に対する、避難所の整備が完成し、令和元年度より業務を開始しました。

次のステップとしましては、その活用が重要で、住民への広報や、自治会や関係団体等との連携による避難経路の確認等進めていきたいと考えます。具体例としては避難訓練や過疎化対策の一環として、各自治会が有する課題や問題点をまちづくりセンターとしてのできることを考え、一緒に検討していく。

スポーツ施設の駐車場が、生きがいセンター駐車場と隣接しており、その利用団体である虎姫支所・社会福祉協議会・図書館・文化ホールの利用者に加え、隣接する認定こども園や小・中学校等の利用も踏まえ、有効利用に努める。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

長浜市市民まちづくりセンター管理規則及び管理運営マニュアルに基づき、適正な管理に努めます。

施設の管理におきましては、まちづくりセンターとスポーツ施設の管理運営があり、それぞれに責任者を設置することにより責任の明確と、相互の扶助により管理体制の強化が図れると考えます。

まちづくりセンターやスポーツ施設の受付窓口の一本化により、経費の削減につながるとともに、複数体制によるダブルチェックにより管理体制が確立でき適正なサービスの向上に努められます。

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
所長	まちづくりセンター管理運営の統括及び連絡調整	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30-17:15
スポーツ施設長	スポーツ施設管理運営の統括	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30-12:00
事務員	センターの維持管理業務・経理も含む		常勤	通常勤務 8:30-17:15
事務員	生涯学習推進事業実施等		常勤	通常勤務 8:30-17:15
臨時職員	夜間等の施設管理		非常勤 週2日程度	通常勤務 17:30-21:30
臨時職員	夜間等の施設管理		非常勤週 2日程度	通常勤務 17:30-21:30
臨時職員	センターの清掃業務		非常勤週 2日程度	通常勤務 9:00-12:00
臨時職員	スポーツ施設周辺の清掃業務		非常勤週 2日程度	通常勤務 8:30-10:00

(職員の採用計画)

採用に当たっては、まちづくりセンターの事業を達成するため、企画・運営およびまちづくりセンター活動の支援その他必要な事務のできる資質を有する者で、この地域のまちづくりに関心のあるものを採用し、更なる地域交流を促進します。

基本は、現状の人員での業務遂行で、職員3名、臨時職員3名の体制維持

採用に当たっては、採用目標数と人材要件(スキル・経験・志向など)を明確にします。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

職員は全体の奉仕者であることを基本コンセプトに、公平・公正な運用に努めるため、コンプライアンス研修の徹底と、まちづくりセンターやスポーツ施設の管理・運営に関する知識の向上をめざすための、研修会の開催を年数回開催します。

また、定期的に行われます市内まちづくりセンター間の情報交換会や、毎朝実施しています朝礼等を利用した情報の共有に努めます。

行政等が実施される生涯学習やスポーツに関する研修会へは、積極的に参加し自己研鑽に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標を提示してください。

自主事業の見直しにより、対象を幅広く設定し、新たな参加者の発掘に努めるとともに、センターを知ってもらうことも重要であり、また、長浜市の中心に位置し交通の便にも恵まれていることから、今まで利用されていなかった市内の団体へも啓発活動の輪を広げ、まず一度利用していただき、新しくなった施設のすばらしさ体感していただくことを目指します。

次に、その方がリピーターとなっただけの仕掛けとして、開放された空間で、利用にあたっては快適さの体感により、更なる利用促進を図ります。

【達成目標】

虎姫まちづくりセンター

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	1,050	10,000	県道に近く、駐車場の拡幅やエレベーター施設により、新たな利用者の確保が期待できる。
令和6年度	1,100	10,000	
令和7年度	1,100	10,500	
令和8年度	1,150	10,500	
令和9年度	1,150	11,000	

虎姫運動広場運動場

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	150	6,500	過去3年間の平均値6,000人を基礎として算出。天候や利用機関の状況により大きく変化するが、利用促進に努めます。
令和6年度	150	6,500	
令和7年度	150	7,000	

令和8年度	150	7,000	
令和9年度	150	7,000	

虎姫運動広場体育館

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	550	12,600	過去3年間の平均値12,600人を基礎として算出。利用の多い団体に働きかけて、利用促進に努めます
令和6年度	550	12,700	
令和7年度	600	12,800	
令和8年度	600	12,900	
令和9年度	650	13,000	

虎姫運動広場テニスコート

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	100	550	過去3年間の平均値500人を基礎として算出。利用の多い団体メンバーが減ってきており、厳しい状況にあるが、働きかけを強め利用促進に努めます
令和6年度	100	600	
令和7年度	100	650	
令和8年度	130	700	
令和9年度	130	750	

(2) まちづくりに関係する地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください。

当センターの特徴であります、中学・高校生がリーダーとなり、自らが企画・運営をする活躍できる場として、例年デイキャンプやこども文化祭を実施してきましたが、その活動をサポートする地域の大人によるボランティア団体「虎姫こども体験キャンパス実行委員会」があります。

設立して22年目を迎えますが、児童は、中・高・大学生の活動の姿を見て、中学生になれば、自らリーダーになり、高校生まで続け、大学生や社会人となった先輩にお世話になった気持ちを大切に、今日まで、つながりを深めてきました。

一方、実行員会を中心に、中・高生の活動をサポートするため、学校や子ども会、学区青少年育成会議があり、2年前からは地域づくり協議会の協力も得られ、サポートする活動がますます広がりを見せ、子どもたちが、将来のまちづくり活動推進の中心になって、帰ってきてくれることを期待しています。

また、センター利用者間のつながりがもっと深くないかと考え、ボランティアという同じ活動の場の提供によって、活動を共にし、結果、つながりが生まれ、みんなが育めるものと考えます。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

現在、当センターでは利用促進に向け、広報紙を年1回発行し、また、地域づくり協議会が発行する広報年2回にも活動内容や施設紹介を掲載しています。今後は、虎姫時遊館や介護施設等との共催に事業の展開共存を軸に、互いのチラシ等に記載し啓発活動の充実を図ります。

その他の啓発として、地域づくり協議会等の会議の中でセンターの活用に関するPRを行い、会議参加者より、その構成団体への呼びかけ、施設利用に関する輪を広げていきます。

また、センターの特徴をでもあります、ロビーの活用を中心に、地域に開かれた無料で利用できる空間の輪を広げることにより、その空間が快適で、学習ができ、簡単な食事や卓球等の遊びも可能である体験をとおり、子どもたちの同級生での利用、サークル活動の終わりや家族での利用等幅広い利用促進を目指します。(ただし、現在新型コロナウイルス感染対策から中止をしています)

現在検討中のものとしては、携帯電話のLINE等による新たな媒体による情報発信とボランティア登録の推進。(基本的には、まちづくりセンター会員として、各種講座や講演会の案内やボランティアの募集に関する登録者への情報の発信)

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

現在実施されているサービスを見直し、更なる利用者に向けた目線での接遇から始めます。

そこで、接遇から得られる情報は多く、利用者ひとり一人に声を掛け、特に苦情や助言は、職員全員の共有とし、常により良き快適な空間づくりを目指します。

また、利用者に対しアンケートを実施することにより、自己評価を行っていきたいと考えます。

ただ本音の部分でなかなか意見が出てこなかった経緯もあり、むしろ、窓口での受付時や、職員からの声掛けにより、意思疎通ができるようになって初めて、利用者の声が聞けると考え、日常の接遇や態度を互いに注意し合い、常に見られていることを意識し、利用者に対し接していきたいと考えます。

また、初めて利用された方の第一印象は重要であり、帰られる時にできるだけ声をかけ、話を聞くように余裕を持った姿勢を大切にしていきます。

(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応について提示してください。

日常よりリスク管理の徹底によって、最小限のリスクに抑えることができることから、あらかじめ想定をしておき、その対応を共有していきたいと考え、そのための研修会を開催し職員ひとり一人の資質の向上を目指します。

利用者等からの苦情や提言につきましては、日頃気づかない視点での意見が多く、想定外の意見もありますので、職員全体の共有とし、全員で対応や方策を考え、必要に応じては、市民活躍課へ連絡・相談し、まちづくりセンター全体の問題でもある場合は、その対応等も含め、他の施設へも情報を発信していきたいと考えます。

具体的には、内容を記録し問題点を把握し、組織で対応することから、周りの職員へも声をかけ、必要に応じては市へも報告し、相談し対応します。

ただ、改善する内容や規模によっては、予算等が関係しますが、相談の結果を基に実践・交渉を行い、迅速でかつ的確な対応をしていきたいと考えます。

要望も同様と考えます。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

サービスの質を維持・向上するための条件整備としまして、地域住民の期待に副った改修が完了した施設の現状維持管理が大切であり、定期的な日頃管理に加え、快適な空間を創造するため、利用者への職員の接遇が最も重要と捉え、利用者への声掛けや態度を常に意識しながら日常勤務を行います。

職員の資質の向上がサービスの向上につながり、他のまちづくりセンターとの交流や研修会への参加、日常生活においても、民間での接遇態度に気を付けていきたいと考えます。

また、年間をとおし業務等評価することにより、さらなる向上につながると考え、地域づくり協議会等へサービスに対する評価を求め、その評価を基に、職員間で話し合い、更なる改善に努めていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

特にまちづくり推進事業の提案については、3つ以上の事業提案を求めます（A4版・任意様式）。

今日まで実施してきた生涯学習・スポーツの振興の拠点、地域住民にとっての居場所・交流・情報の発信拠点に関する取り組みの深化拡充、そして、地域づくりを主としたコミュニティ施設への転換が重要で、なおかつ当センターは避難所に指定されていることから、次の3点の事業提案を行います。

①新規事業：虎姫地域の課題は、長い歴史の中、日々の生活の中で川からの恩恵を受けるとともに、突発に発生する洪水の脅威と闘ってきた歴史があり、近年、異常気象により各地で発生しているゲリラ豪雨や集中豪雨を考えますと、身を守るための避難は重要な行動であり、日頃の訓練が大切だと考えます。

そこで、災害時を想定した避難や地域のつながりを深めるための訓練を地域づくり協議会とともに実施します。

例年秋の午前中、講話と体験コーナーの設置 100人

②継続充実事業：当センターの特徴であります虎姫キャンパス実行委員会は、平成12年より、子どもたちの居場所づくりと「生きる力」を育てる環境を整える諸活動の展開を目的に、設立したもので、今日まで継続し活動がされています。

企画・運営は中・高生で、大人はできる限り、手や声を出さないことを決めている。

○デイキャンプの実施 キャンプ場を利用し日帰りです自然を体感します。

小学生30名、中・高生20名 大学生5名 大人15名

○子ども文化祭の開催

10月末の日曜日

文化芸術協会主催の芸能発表において、子どものピアノ・ダンス等の発表を行う。子どもの発表する時間帯は、司会は、中学生が行う。

子ども40人参加見込

11月上旬の土曜日

子ども体験コーナー（クラフト創作・スポーツ体験）やお化け屋敷

設営の企画、準備、運営、後始末まで実施 子ども200人の参加

上記事業実施にともない、中・高生がまちづくりセンターで打合せや、火お越し体験等リーダーの資質の向上に努めるとともに、現地へ出向き下見を行い危険場所の把握や活動内容と場所の確認を1回（借り上げバスの利用）実施します。準備会を、数回

開催し、事業終了後は、必ず反省会を行いできなかったこと、良かった点等の確認をしあい、次年度の反省とします。

③新規事業 : 「まなぶ」「いかす」そして「つながる」空間の創造

令和元年6月に竣工し、いつでも快適に学習ができ、簡単な食事や卓球等の遊びも可能となる空間が整備された結果、現在、小学校や高校生のグループが勉強をしたり、遊んだり、同級生での利用が増えていきました。

そこで、まちづくりセンターとしましては、利用者間のつながりを更に増やし、小学生の勉強を高校生が見る、また、サークル活動の終わり大人の方と、高校生が交流できる仕掛けとして卓球プラスアルファを考え実践してきます。

職員より積極的に小学生から高校生の利用者に対し、声掛けをしていき、人間関係を形成し、最終的には、小学生の学習を高校生が見る、また、近隣の教員OBへも指導を依頼し、定期的に自主的な学習会を開催し、「つながり」を深め広げられればと考えています。

また、情報の発信として、ロビーに利用団体が活動されている写真の展示を行うとともに、年間決まった啓発活動に対し、啓発活動のブースを設置し、PRに努める。(人権や青少年育成強調月間など)。特に利用団体のPR用写真は、会員数の確保にも役立つことができ、利用者数の増に繋がる事業として期待している

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

なお、必須的生涯学習推進事業である以下の①～③については必ずテーマごとに1つ以上の事業を提示すること。

①人権

現在虎姫学区では、虎姫コミュニティセンターが啓発活動の拠点となり、人権意識の高揚に努められているとともに、情報の発信をされています。

当センターでは、その補完的な施設として、自治会や各種団体からの人権に関する啓発活動の相談があれば、コミュニティセンターと連携を取りながら、人権学習の推進をしています。また、人権推進員による相談も受けつけており、相談があれば、相談員へ連絡し、対応をします。

一方、あらゆる機会をとおしての啓発活動として、センター職員が挨拶や説明をする場合、人権に関する内容を取り入れ、啓発活動を推進していきます。（例としまして、虎姫区分区更生保護女性会60名参加の研修会の来賓挨拶に、人権問題に関する内容を入れた話をする。また、各種会議への出席でも、人権問題に関する内容を伝えるよう心掛けています）

職員研修につきましても、年1回以上は話し合いをもち、人権意識の向上に努めます。
利用団体を対象に人権に関する講演会の開催 12月上旬 50人

②青少年健全育成

虎姫学区青少年育成会議が中心となり、虎姫学区の家庭、学校および地域が連携し青少年の健全育成を図るため次の項目を実施します。

- ・ふれあいラジオ体操 7月第3土曜日 朝7時～
子どもから大人まで150人の参加で例年実施
- ・愛のパトロール 夏休み中 4回、11月の青少年健全育成強調月間中1回
夜間に、歩行による管内の巡回及びJR虎姫駅構内での啓発活動
参加者は、地元警察署職員、青少年育成会議委員、まちづくりセンター職員
延べ35人の参加

③家庭教育

子どもたちの見守り・育てる運動として、認定こども園、小・中学校（次年度より虎姫学園）、自治会、子ども会、民生児童委員、虎姫交番等が連携し実施、（当センターも参加）

- ・朝のあいさつ運動（年12回）

- ・子育て（教育問題）に関する講演会（年1回）当センター職員も参加

④その他生涯学習推進事業

- ・ライフアップ教室の開催

地域住人のニーズに応える講座を開催し、地域に根ざした生涯学習を推進しています。

令和3年度実績より（令和5年度から9年度まで 4講座実施予定）

「ZUMBAズンバ」 3回 22人の参加

多肉植物の寄せ植え 16人参加

かんたんボクササイズ 4回 22人の参加

オシャレお正月リース体験 24人参加

糸掛け曼荼羅 11人参加

- ・子ども学び座の開催

子どもたちに多様な体験活動の機会を提供し、活動の中で異年齢の交流を促進しながら、基本的な生活習慣を形成することで、子どもたちの健全な育成を目指すために開催する

年間 10回 基本的には土曜日の午前中 延べ参加者数 250人

- ・文化・芸術にかかる生涯学習の推進 2日間で300人

当センターを拠点に定期的に活動している団体は30団体程度で、文化協会加入は、12団体となっています。

中でも、文化の振興を目的とした団体が、日頃の練習成果の発表と団体への加入促進のための機会として、「ふれあい文化祭」を開催しています。

日程は2日間で、初日は展示発表のみ、2日目は、展示・芸能発表で、3年前から子ども文化祭のステージ発表と合同で開催しています。（異年齢の交流促進）

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 スポーツ振興事業【審査基準：条例第4条第2号】

(1) 管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

・誰もが、いつでも、いつまでも楽しむ生涯スポーツ社会の実現を目指す。

総合型地域スポーツクラブや山遊会等、スポーツ少年団等のスポーツ振興団体、
スポーツサークルとの連携により、次の事業を実施

虎姫カップ グラウンドゴルフ大会の開催 1回 参加者100人程度

初心者も含め、地域住民の健康寿命を延ばすための大会の開催

ほのぼのナイトソフトボール大会 年1回 参加者 30人程度

ソフトボールをとおし、自治会を超え、世代間の親睦を図る

気軽に「バトミントン他」教室 年8回 参加者100人

健康持続を目的に、家族で参加し気軽に体験できる場の設定を行う

登山教室の開催 4回 参加者15人

山遊会との連携により、自然を歩く素晴らしさ

・「する・みる・支える」スポーツ活動のための環境整備及び維持に努める。

スポーツ少年団交流会開催 年2回 参加者 50人

ニュースポーツ等の指導者の派遣

各種団体（健康推進員等）が実施されるレクリエーションの指導派遣

・スポーツを通じた地域の活性化を目指す。

ふれあいラジオ体操 年1回 参加者 150人

家族や地域のみんなでラジオ体操の実施を推進する

・地域の活性化のための事業として、世代間の交流や出会いを始め、新たなライフスタイルに対応した利用しやすいオープンスペースの確保や、災害時の広域避難場所や救助活動拠点として、地域の防災・減災に貢献するための空間として確保として施設管理に努める。

防災訓練 避難訓練及び応急措置の仕方に関する研修会 年1回 参加者100人

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

8 自主事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

- ・わが町の歴史学習会と課題である防災に関する学習会
「私たちの地域の宝、再発見」をテーマに歴史講演会を虎姫地域づくり協議会や文化芸術協会虎姫支部との共催で開催します
毎年 虎姫の文化と歴史に関するテーマを決め、学習できる環境を設定します。
年2回 11月、2月開催 延べ50の参加予定
- ・竣工した施設の利用促進
3階の多目的室・芸能室の利用促進として、空調施設の整備により、快適な環境の中、今回設置された鏡の利用によるダンスや体操、また、卓球やニュースポーツ用具を活用した利用による促進を図ります。
ホワイエやロビー、廊下のピクチャレールを利用した作品展示を行うことで、新たな楽しみを生み出します。また、地域の情報の発信として利用していきます。
- ・身近な公共サービスの創造と提供
地域づくり協議会との連携により、行政・人権・福祉に関する相談窓口の設置として、行政相談や人権に関する相談者に対し、窓口で、個人情報の関係から具体的な無い等が聞かず、簡単な聴き取りを行い、相談員へ連絡し、つなぐ役割を果たします。「長浜市へは行きにくい、こんなことを相談しても」と心配されている方に対し、気楽に話ができる雰囲気の中、関係者へつなぐ役割を担います。また、自治会長等の相談窓口として、陳情関係なども含め相談できる窓口の設置を行います。
- ・ふれあい農業体験の実施
地域づくり協議会で例年実施しています田んぼアートは、圃場をキャンパスに見立て、5種類の苗を植え、巨大な絵を作り出すもの、実際に田植えや稲刈りを実施しています。そこで、子どもたちに、春には手による田植え、秋には鎌を使用した稲刈りを体験してもらい、自然の中で昔懐かしい農業体験の場を提供しています。次年度からは、まちづくりセンターとの共催による事業実施により、より多くに参加者を見込んでいます。

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について、具体的に提示してください。

誰もが集え、憩いの場となることを第一に、必要以上には照明を落とさない。また冷房は28°設定を基本にしつつ、熱中症対策から、25°以下の設定も認め、暖房は19°に設定しているが、利用者の快適さを優先にした空調と照度とし、安全な空間を保ちつつ、光熱水費を抑える努力をします。

特に、自然の風の有効利用や空調のフィルター清掃等を定期的実施し、日常の管理を利用者の方にも協力していただき、節減関する意識の向上に努めます。

管理業務の人的費につきましては、職員の出勤システム構築（時差出勤及び土曜日の出勤等）により、残業時間等を減少するよう努めます。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

※この金額は、長浜市市民まちづくりセンター条例及び長浜市民スポーツ施設条例の一部改正（令和元年10月1日施行）

虎姫まちづくりセンター

区分	単位	使用料（税込）	利用料金（案）
多目的ホール	1時間	410円	
大会議室	1時間	200円	
小会議室1	1時間	100円	
小会議室2	1時間	100円	
中会議室1	1時間	100円	
中会議室2	1時間	100円	
和室	1時間	100円	
工作室	1時間	100円	
芸能室	1時間	100円	
調理室	1時間	300円	

備品・設備使用料

区分	使用料
陶芸窯	素焼き 1回 810円
	本焼き 1回 1,830円

（利用料金の設定根拠）

管理運營業務仕様書6（5）アに規定する「利用料金の設定に関しては、条例の範囲内で、

市長の承認を得て料金を設定する」となっていることから長浜市市民まちづくりセンター条例に基づき料金を設定します。

また、長浜市市民まちづくりセンター管理規則及び管理運営マニュアルに基づき使用料の減額及び使用料区分に従い、使用料の徴収をします。

虎姫運動広場運動場

区分		単位	使用料(税込)	利用料金(案)
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円	
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円	
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		810円	
入場料等を徴収する場合			810円	
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円	

(利用料金の設定根拠)

管理運営業務仕様書6(4)アに規定するしている「利用料金の設定に関しては、条例の範囲内で、市長の承認を得て料金を設定する」となっていることから長浜市民スポーツ施設条例に基づき料金を設定します。

虎姫運動広場体育館

区分		単位	使用料(税込)	利用料金(案)
アリーナ 全面	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	810円
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	410円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	410円

		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 230円	
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1, 630円	
		入場料等を徴収する場合		1, 630円	
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		410円	
アリーナ 半面		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円	
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円	
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円	
		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円	
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		810円	
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円	

(利用料金の設定根拠)

管理運営業務仕様書6(4)アに規定する「利用料金の設定に関しては、条例の範囲内で、市長の承認を得て料金を設定する」となっていることから長浜市民スポーツ施設条例に基づき料金を設定します。

虎姫運動広場テニスコート

区分			単位	使用料(税込)	利用料金(案)
コート 1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	100円	
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円	
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	

	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	200円	
	入場料等を徴収する場合	200円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	100円	

(利用料金の設定根拠)

管理運営業務仕様書6(5)アに規定する「利用料金の設定に関しては、条例の範囲内で、市長の承認を得て料金を設定する」となっていることから長浜市民スポーツ施設条例に基づき料金を設定します。

(3) 休館日・開館時間の変更について、具体的な考え方を提示してください。

長浜市市民まちづくりセンター条例の別表第1に規定する「日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日まで」とし、開館日の変更につきましては、15日前までに市民活躍課の承認を得ます。

休館日に開館したとしても、原則振替は行いません。

また、現在運用しています、平常開館時間については、休館日を除き、午前8時30分より、午後5時15分までとし、夜間の開館時間は、午後5時15分より午後9時30分まで、夜間の事前申請が全くない日については、施設の効率的な運用の観点から原則、施設を閉館とします。

ただし、公共性のある場合や、緊急性のある場合は弾力的な運用をします。

(4) 維持管理業務仕様一覧の内容をふまえ、維持管理業務(清掃・保守点検・警備等)の具体的な内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について、標準的な年間作業計画を提示してください(A4版・任意様式)。なお、そのなかでは仕様一覧の内容を上回る部分について積極的に提案してください。

別表

虎姫まちづくりセンター等維持管理業務仕様一覧

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、以下のとおりとします。なお、これらの業務以外にも、日常的に施設の目視点検・巡視点検や、軽微な清掃等を行います。また、建築物・設備・備品等に破損・不具合が発生した場合は、必要な修繕を行い、すみやかに当市に報告します。

1 虎姫まちづくりセンター

区分	業務項目	業務内容	頻度
1 建築物の 保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	1回/年
2 建築設備 等の保守 管理	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	多目的ホール設備の点検	多目的ホール設備（吊物、音響、排煙窓等）の機能点検	随時
	昇降機保守点検	専門業者による昇降機（エレベーター）の機能点検	1回/月
	ガスヒーポン保守点検	ガスヒーポン標準保守点検、フロン点検も含む	1回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
3 備品等の 保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	陶芸用電気窯の管理	陶芸用電気窯の維持管理	随時
	ピアノの保守管理	専門業者によるピアノのメンテナンス（調律を含む）	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
4 植栽の管	樹木・植え込みの剪定作業	樹木、植え込みの剪定作業	1回/年

理	除草作業	敷地内の樹木、植え込み、芝生における除草作業	4回/年
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み、芝生における施肥、殺虫剤の散布等	随時
5 清掃業務	施設内定期清掃	床面掃き掃除、掃除機がけ	全館 1回/週
		ガラス磨き上げ	全館外回りガラス部分（外側・内側） 2回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトペーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除	1回/日
	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除 自動ドアのガラス磨き上げ	1回/日
	事務所受付のガラス清掃	事務所受付のガラス磨き上げ	1回/日
	施設周辺・駐車場の清掃	ごみ拾い	1回/日
		除草、こけの除去	2回/年
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
6 除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	10cm以上の降雪 随時
7 保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	通年
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	通年
8 駐車場管理業務	駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時
	迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車防止	随時

2 虎姫地区スポーツ施設

区分	業務項目	業務内容	頻度
1 施設の日常点検	日常点検	施設に異常がないか目視による確認	1回/日
	2 建築物の保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認
落書き点検		施設内外における落書きの有無を確認	1回/週

	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	2回/年
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
3 建築設備等の保守管理	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1回/月
	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
4 施設機能の維持管理	グラウンドの維持管理 [運動場]	整地・土補充・掘起し・散水・除草	随時
	アリーナ床面ワックスがけ [体育館]	アリーナ床面ワックスがけ	1回/年
5 備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
6 植栽の管理	植え込みの剪定作業	植え込みの剪定作業	1回/年
	除草作業	敷地内の樹木、植え込みにおける除草作業	4回/年
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込みにおける施肥、殺虫剤の散布等	随時
7 清掃業務	施設内定期清掃 [体育館]	床面掃除機がけ	随時
		床面モップ拭き	随時
		ガラス磨き上げ	1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトーパー・石鹼水補給、ドア拭き掃除	2回/週
	玄関の清掃 [体育館]	玄関周辺の掃き掃除 扉のガラス磨き上げ	1回/日
	施設周辺・駐車場の清掃	ごみ拾い、除草	随時
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
8 除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	随時
9 保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	随時
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	随時

(5) 安全・安心への配慮について提示してください。

日常的に施設の目視・巡視点検を行い、利用者にとって安心・安全な空間の提供に努め、具体的な対策は次のとおりです。

- ・開館時におきましては、日常の巡回・監視により、また、閉館時は機械警備により事故・犯罪・災害の予防に努めます。
- ・地域に密着したまちづくりセンターでありことから、閉館時における機械警備のみとせず、近隣の住民とのつながりを大切にし、施設に関する情報提供を、いつでも受けられる体制をとっておきます。
- ・避難訓練の実施 年2回
- ・市民活躍課、支所、虎姫交番等との連携により、災害につながる気象情報や不審者に関する情報の提供を受けます。
- ・特に利用され帰られる時の声を大切な情報と捉え、特に提案や苦情を大切にしたいと考えます。

(6) 必要な有資格者の選任、配置方法について、具体的に提示してください。また、貴団体において、最低限必要なものに加えて有益な有資格者を管理施設に配置できる場合には、その内容や効果について提案してください。

まちづくりセンターの活動の基幹として生涯学習の推進は、必須である以上、関連する資格保有者を優先し設置します。

- ・施設管理において最低限必要な、甲種防火管理者講習修了者を設置します。
- ・生涯学習の推進するために必要な、社会教育主事の資格（社会教育に関する企画や提案する知識）を有し、野外活動指導者研修受講者（自然体験に関する知識）等を優先し設置します。
- ・スポーツ少年団指導員等の資格保有者
- ・スポーツに関心のあるものを優先し設置します。
- ・普通自動車免許

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を守るための取組について、具体的に提示してください。

職員に対しコンプライアンス研修を実施し、個人情報の取り扱いの徹底を図ります。施設の保安警備に関しましては、機械警備により盗難防止に努めます。

情報の管理におきましては、あらゆるデータはカギのかかるロッカー内で保管し、パソコンやUSBメモリー等を、センター外へ持ち出す場合は、あらかじめ情報責任者を設置しておき、必ず許可を取り、持出簿へ記入するルールを策定し徹底します。また、

文書の保存に関しましては、保存期間を決め、期間が過ぎれば破棄をします。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組について、具体的に提示してください。

・施設内の環境に配慮した取組み

利用者にとって、快適な空間を維持しつつ、無駄な電気は使わないよう常に気を付ける。館内の定期的な点検を実施し、危険個所の把握や、節電に努めます。

個人・団体が出したゴミは、原則持ち帰りとします。

清掃業務に関しましては、専属の臨時職員を設置し、週2回、定期的に清掃を行うとともに、年2回全職員による全体清掃を実施します。

・屋外での環境に配慮した取組み

周辺の住環境への配慮から、植栽の手入れや雑草対策は定期的を実施します。

また、騒音等にも配慮した対応を行います。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制、予防対策について、具体的に提示してください。

防火管理業務につきましては、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的に消防計画を策定し、実践しています。

次に、防犯その他緊急時の対応につきましては、日常の点検強化と必要備品の設置確認を行います。

最も重要なことは、未然に防ぐための予防対策と、発生した場合の、被害を最小限にとどめることで、人命優先した冷静な行動が考えられ、日頃訓練と緊急時の連絡網の整備をしています。

特に人命に関しては、AED（自動体外式除細動器）の利用が不可欠で、緊急時に確実に操作できるスキルを身に着ける訓練を行います。

緊急時の対応と連絡網

火災の発見の自衛消防活動

自動火災報知設備等の作動による発見と、人為的に発見した場合の対応

現場の確認、初期消火のみで対応できるか判断、消化可能な場合は初期消火作業、同時に非常放送による火災発生の呼びかけと避難誘導（エレベーターを利用しないことの確認）、119番への通報。初期消火が無理な場合は、避難誘導と同時に119番へ通報し、逃げ遅れがないことを確認、負傷者等の確認を行う。

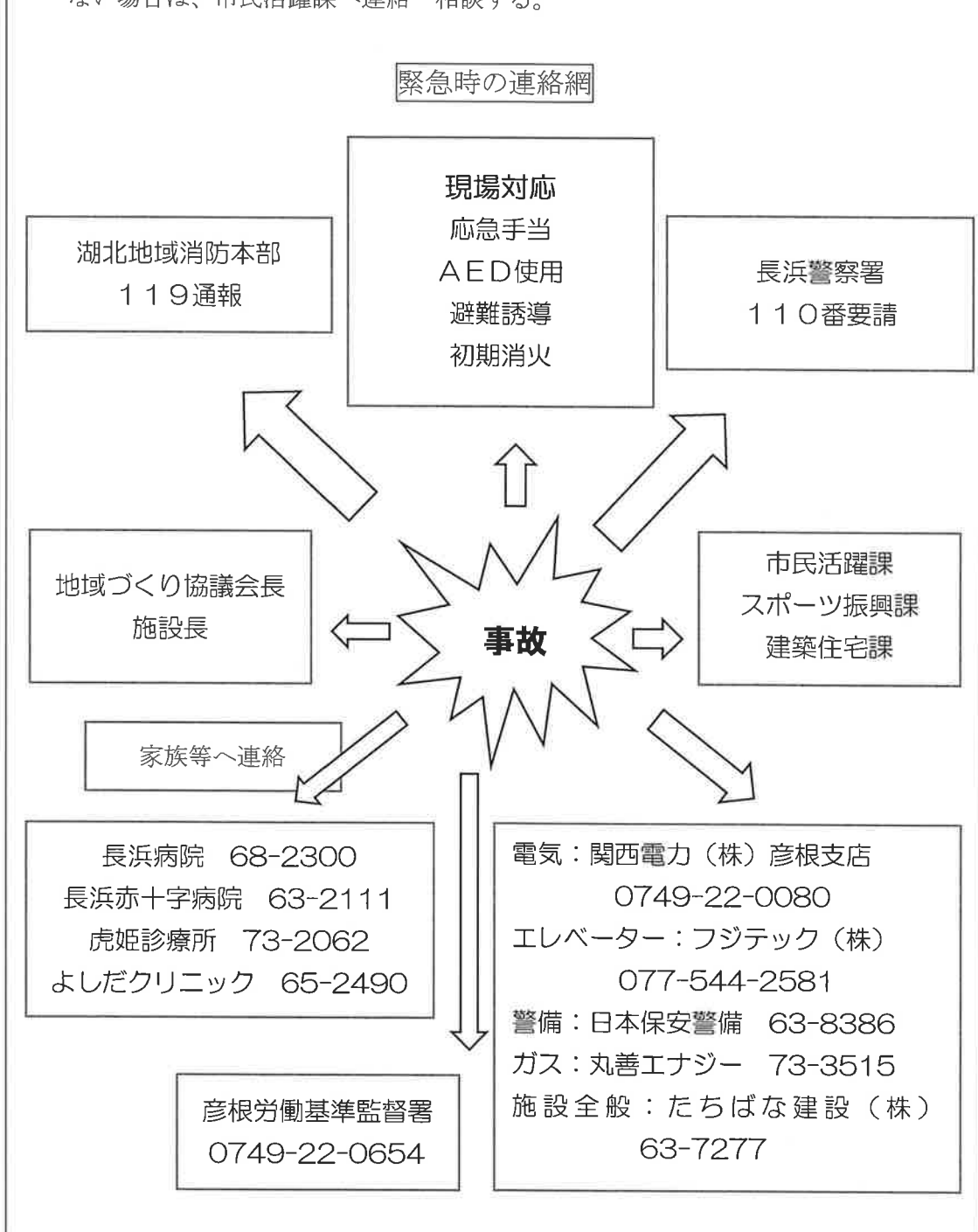
不審者対応

発見した場合及び情報が入った場合、まず施設長へ連絡するとともに、さすまた等を使用し、利用者の安全を図るとともに、警察署119番へ連絡し、指示を

仰ぐ。ただし、不審者の刺激しないように気を遣う。

施設の不備の対応

現場を確認し、利用者の安全確保に努めつつ、施設の復旧作業を行う。ただし、業者委託が必要な場合は、施設長へ連絡指示に従う。また、簡易な修繕では対応できない場合は、市民活躍課へ連絡・相談する。



欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1 1 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法について、自由に記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

令和元年に「地域が担う、地域の拠点となるまちづくりセンター」の具現化を目指した震化工事が終わり、~~今~~今までの事業にプラス地域課題に対しての事業が可能となったものの、市の直営では、画一的な事業展開に留まり、地域の課題やその対応とした事業展開に至っていなかった点がありました。

指定管理業務の受託により、地域課題を一番身近に感じることでできる組織が管理運営することから、気楽に立ち寄れ、住民に寄り添った施設の実現が可能になりました。

そこで、地域の課題に対する対応としましては、公共サービスの創造と提供が考えられ、その1点目は、今までの直営施設においては、職員が2年で異動してしまうことから、人間関係の形成が難しく、気楽に話が出来なかった部分があり、今後、センター職員の固定化が進めば、人間関係が深まり、更に気楽な施設になると考えます。このことは、行政の窓口である支所も同様の意見が聞かれ、「知らない人ばかりになって、聞きにくい」と、まちづくりセンターへ来られる住民が増えています。

今後、職員の固定化により住民とのつながりが深化し拡充することにより、窓口での相談件数が増加すると予想され、次年度より設置するスポーツ施設の受付職員も含め、複数対応による、更なるサービスの向上へつながると確信します。

2点目は、受託者である虎姫地域づくり協議会とのタイアップにより、より専門的な知識や技術を有し、地域に密着した人々との連携が図れることから、管理面での充実と事業実施に対しての協力体制の強化が図れるとともに、地域課題の把握がより正確かつ具体的になるものと考えます。

(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

当団体の母体は、地域住民であり、地域の中のあらゆる団体の代表者で構成していますので、地域の課題やニーズの把握はし易くなる反面、そのニーズに応えられる体制が必要となります。そこで、まちづくり活動に強い関心があるものや、生涯学習推進のための知識を有する職員を設置する事により、継続する事業の充実と、今まで踏み込んでこなかった、防災面や福祉面での事業を展開していきたいと考えます。

また、地域づくり協議会との連携により、新たな人材確保の務め、活躍できる場の提供を図りつつ、「住みたいまち・住んで良かったまち」の具現化に努め、その一歩が学生の活躍する場の提供であり、地域の教員OBがサポートし、高校生や大学生による学習指導が出来ればと考え、センターの特徴を出していきたいと考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことで

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
指定管理料	21,217	21,217	21,217	21,217	21,217	106,085
利用料金収入	1,347	1,347	1,347	1,347	1,347	6,735
その他の収入	157	157	157	157	157	785
小計（指定管理業務）	22,721	22,721	22,721	22,721	22,721	113,605
自主事業収入	150	150	150	150	150	750
合計	22,871	22,871	22,871	22,871	22,871	114,355

2 支出

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
人件費	13,109	13,109	13,109	13,109	13,109	65,545
維持管理費	9,552	9,552	9,602	9,552	9,552	47,810
修繕費	160	160	130	160	160	770
その他の支出						
小計（指定管理業務）	22,821	22,821	22,841	22,821	22,821	114,125
自主事業費	50	50	30	50	50	230
合計	22,871	22,871	22,871	22,871	22,871	114,355

※審査基準で示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことで。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫まちづくりセンター分

年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		21,217	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入		547	過去の実績より積算
その他	その他	157	過去3年の印刷代収入より
	・・・		
	計	157	
小計（指定管理業務）		21,921	
自主事業収入		150	自主事業の委託料＋個人負担金＋文書配布
合計		22,071	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		13,109	シルバー管理委託料・消費税含む
維持管理費	消耗品費	250	
	燃料費	500	LPガス、ガソリン代
	印刷製本費	40	
	光熱水費	1,760	電気・上下水道
	通信運搬費	158	電話・FAX・インターネット
	手数料	40	ピアノ調律、振込手数料等
	保険料	305	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	1,622	消防設備・ガスヒューポン点検、機械警備、EV保守
	使用料・賃借料	540	NHK受信料、コピー機使用料、軽自動車リース代
	備品購入費	30	
	原材料費	0	
	公課金	73	市・県民税
	負担金	5	防火管理者新規講習負担金
計	5,323		
修繕費		50	
その他			予備費
小計（指定管理業務）		18,482	各種講座、文書配布
自主事業費		50	
合計		18,532	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫地区スポーツ施設分

年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		800	過去の実績より積算
その他	その他		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		800	
自主事業収入			
合計		800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	200	過去の実績より積算
	燃料費		
	印刷製本費		電気・上下水道
	光熱水費	3,340	電気・上下水道
	通信運搬費	95	電話、切手
	手数料	20	
	保険料		
	委託料	500	消防設備・機械警備、植木剪定、AED等
	使用料・賃借料		
	備品購入費	30	
	原材料費	44	
	公課金		
	計	4,229	
修繕費		110	
その他		0	
小計（指定管理業務）		4,339	
自主事業費			
合計		4,339	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫まちづくりセンター分

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	21,217	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入	547	過去の実績より積算
その他	その他	過去3年の印刷代収入より
	・・・	
	計	157
小計（指定管理業務）	21,921	
自主事業収入	150	自主事業の委託料＋個人負担金＋文書配布
合計	22,071	

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	13,109	シルバー管理委託料・消費税含む	
維持管理費	消耗品費	250	
	燃料費	500	LPガス、ガソリン代
	印刷製本費	40	
	光熱水費	1,760	電気・上下水道
	通信運搬費	158	電話・FAX・インターネット
	手数料	40	ピアノ調律、振込手数料等
	保険料	305	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	1,622	消防設備・ガスヒューボン点検、機械警備、EV保守
	使用料・賃借料	540	NHK受信料、コピー機使用料、軽自動車リース代
	備品購入費	30	
	原材料費	0	
	公課金	73	市・県民税
	負担金	5	防火管理者新規講習負担金
	計	5,323	
修繕費	50		
その他		予備費	
小計（指定管理業務）	18,482	各種講座、文書配布	
自主事業費	50		
合計	18,532		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫地区スポーツ施設分

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		800	過去の実績より積算
その他	その他		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		800	
自主事業収入			
合計		800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	200	過去の実績より積算
	燃料費		
	印刷製本費		電気・上下水道
	光熱水費	3,340	電気・上下水道
	通信運搬費	95	電話、切手
	手数料	20	
	保険料		
	委託料	500	消防設備・機械警備、植木剪定、AED等
	使用料・賃借料		
	備品購入費	30	
	原材料費	44	
	公課金		
	計	4,229	
修繕費		110	
その他		0	
小計（指定管理業務）		4,339	
自主事業費			
合計		4,339	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫まちづくりセンター分

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	21,217	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入	547	過去の実績より積算
その他	その他	過去3年の印刷代収入より
	・・・	
	計	157
小計（指定管理業務）	21,921	
自主事業収入	150	自主事業の委託料＋個人負担金＋文書配布
合計	22,071	

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	13,109	シルバー管理委託料・消費税含む	
維持管理費	消耗品費	230	
	燃料費	500	LPガス、ガソリン代
	印刷製本費	40	
	光熱水費	1,760	電気・上下水道
	通信運搬費	153	電話・FAX・インターネット
	手数料	40	ピアノ調律、振込手数料等
	保険料	305	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	1,692	消防設備・ガスヒューポン点検、機械警備、EV保守
	使用料・賃借料	540	NHK受信料、コピー機使用料、軽自動車リース代
	備品購入費	20	
	原材料費	0	
	公課金	73	市・県民税
	負担金		防火管理者新規講習負担金
計	5,353		
修繕費	30		
その他		予備費	
小計（指定管理業務）	18,492	各種講座、文書配布	
自主事業費	30		
合計	18,522		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫地区スポーツ施設分

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		800	過去の実績より積算
その他	その他		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		800	
自主事業収入			
合計		800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	190	過去の実績より積算
	燃料費		
	印刷製本費		電気・上下水道
	光熱水費	3,340	電気・上下水道
	通信運搬費	95	電話、切手
	手数料	20	
	保険料		
	委託料	574	消防設備・機械警備、植木剪定、AED等
	使用料・賃借料		
	備品購入費	30	
	原材料費		
	公課金		
	計	4,249	
修繕費		100	
その他			
小計（指定管理業務）		4,349	
自主事業費			
合計		4,349	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫まちづくりセンター分

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		21,217	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入		547	過去の実績より積算
その他	その他	157	過去3年の印刷代収入より
	・・・		
	計	157	
小計（指定管理業務）		21,921	
自主事業収入		150	自主事業の委託料＋個人負担金＋文書配布
合計		22,071	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		13,109	シルバー管理委託料・消費税含む
維持管理費	消耗品費	250	
	燃料費	500	LPガス、ガソリン代
	印刷製本費	40	
	光熱水費	1,760	電気・上下水道
	通信運搬費	158	電話・FAX・インターネット
	手数料	40	ピアノ調律、振込手数料等
	保険料	305	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	1,622	消防設備・ガスヒューポン点検、機械警備、EV保守
	使用料・賃借料	540	NHK受信料、コピー機使用料、軽自動車リース代
	備品購入費	30	
	原材料費	0	
	公課金	73	市・県民税
	負担金	5	防火管理者新規講習負担金
	計	5,323	
修繕費		50	
その他			予備費
小計（指定管理業務）		18,482	各種講座、文書配布
自主事業費		50	
合計		18,532	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫地区スポーツ施設分

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		800	過去の実績より積算
その他	その他		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		800	
自主事業収入			
合計		800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	200	過去の実績より積算
	燃料費		
	印刷製本費		電気・上下水道
	光熱水費	3,340	電気・上下水道
	通信運搬費	95	電話、切手
	手数料	20	
	保険料		
	委託料	500	消防設備・機械警備、植木剪定、AED等
	使用料・賃借料		
	備品購入費	30	
	原材料費	44	
	公課金		
	計	4,229	
修繕費		110	
その他		0	
小計（指定管理業務）		4,339	
自主事業費			
合計		4,339	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫まちづくりセンター分

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		21,217	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入		547	過去の実績より積算
その他	その他	157	過去3年の印刷代収入より
	・・・		
	計	157	
小計（指定管理業務）		21,921	
自主事業収入		150	自主事業の委託料＋個人負担金＋文書配布
合計		22,071	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		13,109	シルバー管理委託料・消費税含む
維持管理費	消耗品費	250	
	燃料費	560	LPガス、ガソリン代
	印刷製本費	40	
	光熱水費	1,760	電気・上下水道
	通信運搬費	158	電話・FAX・インターネット
	手数料	40	ピアノ調律、振込手数料等
	保険料	305	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	1,622	消防設備・ガスヒューポン点検、機械警備、EV保守
	使用料・賃借料	540	NHK受信料、コピー機使用料、軽自動車リース代
	備品購入費	30	
	原材料費	0	
	公課金	73	市・県民税
	負担金	5	防火管理者新規講習負担金
	計	5,323	
修繕費		50	
その他			予備費
小計（指定管理業務）		18,482	各種講座、文書配布
自主事業費		50	
合計		18,532	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

虎姫地区スポーツ施設分

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		800	過去の実績より積算
その他	その他		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		800	
自主事業収入			
合計		800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	200	過去の実績より積算
	燃料費		
	印刷製本費		電気・上下水道
	光熱水費	3,340	電気・上下水道
	通信運搬費	95	電話、切手
	手数料	20	
	保険料		
	委託料	500	消防設備・機械警備、植木剪定、AED等
	使用料・賃借料		
	備品購入費	30	
	原材料費	44	
	公課金		
	計	4,229	
修繕費		110	
その他			
小計（指定管理業務）		4,339	
自主事業費			
合計		4,339	

注 事業年度ごとに記入してください。